

古賀市美術作品の寄附・寄贈に係る事務取扱基準指針（案）

（趣旨）

第1条 この指針は、美術作品の寄附・寄贈の採納事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（美術作品の寄付・寄贈採納）

第2条 絵画、書、彫刻、工芸品その他の美術作品（以下「美術作品」という）に係る寄附・寄贈は、下記の条件をすべて満たしている場合のみ採納する。ただし、特に市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

- ・国、県、市町村が、主催、共催、後援する美術展において受賞した作品
- ・古賀市に縁のある方の作品
- ・作品名、作者名が判明している作品

2 上記の条件をすべて満たしている場合でも、下記の条件に当てはまる場合は採納しないものとする。

- ・維持管理費等が著しく市の財政的な負担となる作品
- ・公序良俗に反する作品
- ・行政の中立性、公平性等を損なう作品
- ・サイズや重さ、維持の方法等で展示および保存が難しい作品
- ・すでに破損、汚れ等があり、状態が損なわれている作品

3 美術作品の採納は、原則として寄附・寄贈者1人につき原則2点を限度とする。ただし、特に市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

（美術作品の処分等）

第3条 採納した美術作品が不要となり、又は破損して補修を加えがなくなった場合は、古賀市財務規則（平成9年3月31日規則第20号）第9章第1節第190条の規程により不要の決定をし、売り払うことが不利又は不相当であると認めるものおよび売り払うことが出来ないものについては、破棄の決定をするものとする。

（採納事務の手続き）

第4条 美術作品の寄附・寄贈を申出の場合は、古賀市財務規則（平成9年3月31日規則第20号）第9章第1節第160条の規程に基づき、別紙（様式第1号）の寄附・寄贈作品申請書を提出するものとする。

2 寄附・寄贈の申し出があったときは、第2条に規定する事項に照らし審査したのち、上記規定に基づき、市長の決裁を受けなければならない。

3 前項の規程により寄付・寄贈を採納することを決定したときは、別紙（様式第2号）の採納決定通知書、寄附・寄贈を採納しないことを決定したときは、別紙（様式第3号）寄附・寄贈辞退通知書を発行し、申請者に通知するものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

古賀市長 様

氏 名

印

住 所

寄 附 ・ 寄 贈 作 品 申 請 書

下記の資料について寄贈したいので申請します。なお、寄贈品の処置については貴殿に一任します。

記

作 品 名	個数	規 格	評価額	備考
合 計				

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

古賀市
市長 印

寄附・寄贈作品採納決定通知書

年 月 日付で申請がありました下記の作品について、ご厚意に感謝の意を表し、これを採納いたします。

記

作 品 名	個数	規 格	評価額	備考
合 計				

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

古賀市
市長 印

寄附・寄贈作品辞退通知書

年 月 日付で申請がありました下記の作品について、残念ながら辞退いたします。

記

作品名	個数	規格	評価額	備考
合計				